

給水装置工事事業者新規指定時・指定更新時確認事項

令和 年 月 日

氏名又は名称（及び代表者氏名）

住所 〒

TEL

FAX

1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して下さい。）【公表】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
日本水道協会 <input type="checkbox"/> 受講（ 年 月 日） ・ <input type="checkbox"/> 未受講
※未受講の理由（非公表）

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

①休業日・営業時間（修繕対応時間も記入してください。）【公表】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
休業日： <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> GW <input type="checkbox"/> お盆 <input type="checkbox"/> 年未年始 <input type="checkbox"/> その他（ ） 営業時間： 時 分 ～ 時 分（修繕対応時間： 時 分～ 時 分） 夜間対応： <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
②給水装置工事申請の対応可否【公表】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可（申請が不要な給水装置の軽微な変更のみ対応可）
③給水装置工事の対応工事種別【公表】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
<input type="checkbox"/> 直結直圧給水方式 <input type="checkbox"/> 受水槽給水方式 <input type="checkbox"/> 配水管からの分岐～水道メーター（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造） <input type="checkbox"/> 水道メーター～宅内給水装置（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造）
④漏水修繕の対応【公表】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
<input type="checkbox"/> 敷地内の埋設部 <input type="checkbox"/> 屋内の給水装置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤その他【公表】 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
※業務内容（緊急連絡先など）について、他にあれば記入してください。

※公表には、ホームページ等への記載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、この様式に変更箇所のみをご記入のうえ、速やかに届け出てください。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

【公表】 可 不可

受講者名（非公表）	実施団体・研修会名	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

※公表には、ホームページ等への記載を含みます。

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記入してください。（前項の1の受講実績は含みません。）

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。

4. 給水装置工事に従事し適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況(過去1年以内)

【公表】 可 不可

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない(以下、記入不要)

技能を有する者の 氏名(非公開)	配水管への分水 栓の取付・穿孔, 給水管の接合, いずれの経験も 有しているか ()内は経験年数	資格等を有しているか		工事 年度
			保有している資格等	
	<input type="checkbox"/> 有()年 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有()年 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有()年 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有()年 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有()年 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有()年 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※公表には、ホームページ等への記載を含みます。

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記入してください。

※資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記入してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水装置技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること